

平成 22 年度第 2 回臨時理事会議事録

日時 平成 22 年 7 月 16 日（金） 16:00～16:40

会場 日本産科婦人科学会事務局役員室

出席者

理事長：吉村泰典

副理事長：落合和徳、和氣徳夫

理事：岩下光利、岡井 崇、片渕秀隆、工藤美樹、倉智博久、小西郁生、星合 昊、
吉川裕之 以上 11 名

（議決権行使書・委任状による出席理事）石河 修、井上正樹、嘉村敏治、吉川史隆、
木村 正、櫻木範明、杉浦真弓、武谷雄二、平原史樹、深谷孝夫、峯岸 敬、
八重樫伸生 以上 12 名

合計 23 名

幹事長：矢野 哲

副幹事長：澤倫太郎

幹事：阪埜浩司

事務局：荒木信一、桜田佳久、青野秀雄

午後 4 時 00 分、議決権行使書・委任状による出席理事を含めて理事 23 名全員が出席し、定足数に達したので、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、副理事長の計 3 名を選任し、これを承認した。

I. 代議員選挙規則の改定について [資料 1～4]

事務局から、6 月 26 日の地方連絡委員会の議論を踏まえて「選挙権・被選挙権の権利確定要件を、10 月 31 日時点で在籍しておりかつ会費を納入していること」とした今回の代議員選挙規則改定の経緯、ポイント等の説明があった。

加えてこの理事会終了後、各地方部会あてにこの代議員選挙規則に則り来年 1 月までに選挙を実施するように依頼する予定である旨の説明があった。

岡井理事「代議員定数確定日は 12 月 31 日だが選挙権者の確定は 10 月 31 日となると、可能性は高くないかもしれないが、定数と投票数の間に齟齬は生じないか。」

吉村理事長「1 月 10 日頃に代議員定数を示す予定を早められないのか。」

荒木事務局長「代議員定数の確定は役員および代議員選任規程により 12 月 31 日となっており、これを変更するには総会決議が必要となる。」

落合副理事長「今回の改定の目的は早い時期に定数等を確定させて選挙を円滑に進めることにある。定数確定の通知が 1 月 10 日だと何も変わらないのではないか。」

和氣副理事長「厳密な最終確定数値とは別に、実際にはもっと早く定数は示せるはず。あえて改定のポイントで、定数確定は 12 月 31 日と書くと質問が出るし混乱する。」

荒木事務局長「10 月 31 日で締めてその時点での定数を暫定版として通知することはできる。ただ代議員数の少ない地域で調整変更があると影響は大きい。」

和氣副理事長「地方部会長あての通知で、各地方での選挙細則は今年度すぐに変更するのではなく今後対応する、という表現にしていきたい。」

吉村理事長「この通知では定数の確定時期について説明せず、質問があれば適宜対応することとする。ところで10月末と12月末で代議員定数が変わることはあるか。」

桜田事務局次長「10月から12月の間に納入率が大きく上昇するような場合には確定定数が変わることがある。代議員選挙の年には動きが起こりやすい。」

落合副理事長「9月30日が会費納入期限であることを徹底させ、会費は10月31日までに本会に届いていることを遵守することが大事である。10月末の納入率が100%に近ければ12月末との確定定数のズレはなくなる。」

吉村理事長「通知には会費納入期限を厳守するように指導をお願いする内容を入れたい。以上で本議案は承認いただけるか。」

原案通り、全会一致で承認した。

II. その他

吉村理事長から「指導医から、専門医制度認定審査の受験者の申請書類に自分の正しい署名がなされていないとの訴えがあり、調査委員会を設置して調査した。本人にも確認したが、指導医の正しい署名ではないことを認め、受験申請を取り下げてきた。本会としては、本人には受験資格なしとして書類を返却し、今後については役員会での協議を踏まえ改めて通知すると伝えた。調査委員会でも再発防止策を含めて検討して頂き、次回の常務理事会に報告したい。議案にない議事になるが、次の理事会は12月になるので、本件の対応について櫻木委員長と私に一任していただき常務理事会に報告することで良いか。」

本件について特に異議なく、全会一致で承認した。

吉川(裕)理事「指導者が正当な事由なく署名を拒否するというケースはないのか。」

吉村理事長「そのような事実はない。ただ本件は専門医制度に対しての様々な問題提起を含んでいる。本人は他科に長く勤務した後、産婦人科に転科し、研修指定病院での常勤経験なしで医院で働いている。大学の研究生となったが同時に医院勤務なので週1回しか参加できない。常勤の必要性、指導医の指導内容と署名のやり方、研修開始の登録など制度運営上のルールの整備に加えて、産休や育休に入る人の教育を含めて本件のようなキャリアの人の教育をどうするのか、など専門医制度細則の変更に止まらず、教育のあり方についても専門医制度委員会で検討して、12月の理事会で報告していただきたい。」

以 上

資料1：代議員選挙規則 平成22年7月16日改定版

資料2：代議員選挙規則についてのQ&A 平成22年7月16日改定版

資料3：ご参考（7月16日改定の解説資料）

資料4：各都道府県地方部会長、地方連絡委員会委員あて通知